

# 目標設定型排出量取引制度における 県外クレジット\*検証ガイドライン

\*県外クレジットとは、  
埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針別表第5 2  
(3)の「県外削減量」をいう。

2026（令和8）年3月

埼玉県環境部

## 目 次

第1部	はじめに	
第1章	本ガイドラインの目的	1
1	本ガイドラインの概要	1
2	本ガイドラインの目的と位置付け	1
第2部	検証の概要	
第1章	県外クレジットの検証の基本的考え方	3
1	県外クレジットの検証の基本的考え方	3
2	県外クレジットの検証の対象	3
	(県外クレジットの概要)	5
第2章	本制度における検証業務の流れ	7
1	本制度における検証業務の流れ	7
2	検証結果報告書の構成	8
3	検証機関の留意事項	8
第3部	検証方法	
第1章	検証の計画	9
1	検証計画に関する書類の作成	9
2	検証スケジュールの作成及び提出	11
第2章	当初申請における検証の実施	12
1	事前説明	12
2	県外クレジット算定計画書の検証	12
3	エネルギー起源CO <sub>2</sub> 排出量算定資料の検証	15
4	検証結果報告書の作成	16
第3章	削減量認定申請における検証の実施	17
1	事前説明	17
2	県外クレジット算定報告書の検証	17
3	エネルギー起源CO <sub>2</sub> 排出量算定資料の検証	18
4	検証結果報告書の作成	19
第4章	検証結果のとりまとめと報告	20
1	検証結果のとりまとめ	20
2	検証結果の品質管理手続及び検証結果報告書の確定	20
3	検証結果の提出	21
	検証結果報告書	
	A号様式 検証結果の詳細報告書	
	B号様式 県外クレジット検証チェックリスト	

凡例

下線 : 今回（令和8年3月）改正部分

青い文字 : 東京都環境局の「総量削減義務と排出量取引制度における都外クレジット検証ガイドライン」（令和6年9月改正版）と異なる部分

## 第1部 はじめに

### 第1章 本ガイドラインの目的

#### 1 本ガイドラインの概要

本県では、令和5年3月に改正した埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）において、2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減するという目標を掲げている。

また、制度の基盤となる「埼玉県地球温暖化対策推進条例」（平成21年埼玉県条例第9号。以下「条例」という。）に基づき、温室効果ガスを多量に排出する事業者に対して、「地球温暖化対策計画」の作成・提出等を義務付けている。

さらに、大規模な事業所における温室効果ガスの削減を進めるため、平成23年度から目標設定型排出量取引制度（以下「本制度」という。）を導入し、東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」と連携しながら運用を進めている。

本制度において、削減目標を達成する手段には、自らの事業所における目標設定ガス（エネルギー起源 CO<sub>2</sub>）の排出量を減らすほか、数種類ある振替可能削減量<sup>※</sup>を取得して目標達成に充当する方法もある。振替可能削減量のひとつに県外クレジットがあり、本制度における「目標の達成」及び「排出量取引」を公正なものとするため、県外クレジットの確定行為は重要となる。

このため、本制度では、事業者が各事業所の温室効果ガス排出量を一定の基準に基づき算定するとともに、算定した県外クレジットの正確性・信頼性を確保するために第三者による検証を受けて報告することとしている。

#### 2 本ガイドラインの目的と位置付け

本ガイドラインは、検証先となる県外の事業所（以下「検証先県外事業所」という。）が、県外クレジットを指針及び「目標設定型排出量取引制度における県外クレジット算定ガイドライン（以下「県外クレジット算定ガイドライン」という。）」に従って正しく算定していることについて、検証機関が検証を行うための手順、確認方法及び判断基準を記載したものである。

検証機関は、本ガイドラインに基づいて検証を実施することが要求されると同時に、本ガイドラインに従って検証を実施していれば、故意又は重大な過失がない限り、指針に準拠して検証を実施したものとみなされる。

<sup>※</sup> 振替可能削減量：指針別表第5-2において、他の大規模事業所における超過削減量、県内削減量、県外削減量、環境価値換算量等が定められている。

本制度において、検証業務を行うことができるのは、[埼玉県](#)に登録した検証機関に限定される。検証機関に求められる要件及び登録のための手続については、「[目標設定型排出量取引制度における検証機関の登録申請ガイドライン（以下「登録申請ガイドライン」という。）](#)」を参照されたい。

なお、本ガイドラインに示す検証方法は、本制度において適用されるものであり、他の類似の制度や一般に排出量の検証で適用されることを意図したものではない。

また、本ガイドラインに基づく検証の結果が、本制度の運用以外の目的で利用されることも意図していない。

## 第2部 検証の概要

### 第1章 県外クレジットの検証の基本的考え方

#### 1 県外クレジットの検証の基本的考え方

本制度における県外クレジットの検証は、検証先県外事業所により行われた県外クレジットの算定が「県外クレジット算定ガイドライン」に従っているか、また、その算定や集計の結果が適切であることについて、第三者の立場でチェック、判断するものである。

その際、検証業務が円滑に遂行されるよう、本ガイドラインにより検証の手順、確認方法及び判断規準が示されているほか、検証業務を計画する時及び検証結果を報告するための様式が定められている。

検証機関は、検証業務を行うに当たり本ガイドラインを遵守するとともに、定められた様式により検証の計画、実施及び報告を行わなければならない。

ただし、定められた様式の情報を補足する目的で、検証機関が独自の様式を追加して用いることを妨げない。

#### 2 県外クレジットの検証の対象

「県外クレジット算定ガイドライン」によれば、事業者は当初申請時及び削減量認定申請時に県の登録を受けた検証機関が実施した検証結果を埼玉県に報告することとなっている。

申請者が提出する書類は次のとおりであり、検証が必要な書類も併せて示す。

##### (1) 当初申請

申請者は、県外クレジットの算定開始年度（算定開始年度が令和2（2020）年度の場合にあつては令和3（2021）年度）の9月末日までに、埼玉県へ次の書類を提出しなければならない。

- |                                                 |     |
|-------------------------------------------------|-----|
| ① 県外クレジット算定方法等申請書                               | 1部  |
| ② 県外クレジット算定計画書                                  | 1部  |
| ③ エネルギー起源CO <sub>2</sub> 排出量算定資料（直近3か年度及び基準年度分） | 各1部 |
| ④ 運用管理報告書                                       | 1部  |
| ⑤ 申請者の資格を有することを証する書類                            | 1部  |
| ⑥ 検証結果報告書                                       | 1部  |

⑥の検証結果報告書については、申請者が作成した②及び③に対して検証を実施した検証機関が発行するものである。第4削減計画期間からは②、③及び⑥は検証機関が埼玉県に提出する。申請者が申請書を提出する日以降に検証機関が埼玉県に提出するよう、申請者と検証機関は事前に調整すること。

②及び③については、第1計画期間に属する年度であっても第2計画期間の排出係数を用いて算定すること。第2計画期間以降の年度は、目標設定ガス排出量算定年度が属する計画期間の排出係数を用いて算定する。

なお、第1計画期間に既に③を提出している場合は、排出係数のみを変更して作成するものとし、この場合にあっては、検証を受けることを要しない。

## (2) 毎年度の報告時

申請者は、削減量算定開始年度の翌年度から、削減量算定終了年度まで、毎年度、9月末日までに、埼玉県へ次の書類を提出しなければならない。

- |                                         |    |
|-----------------------------------------|----|
| ① 県外クレジット算定報告書届出書                       | 1部 |
| ② 県外クレジット算定報告書                          | 1部 |
| ③ エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 排出量算定資料（前年度分） | 1部 |

## (3) 削減量認定申請時

申請者は、削減量算定終了年度の翌年度の9月末日までに、埼玉県へ次の書類を提出しなければならない。

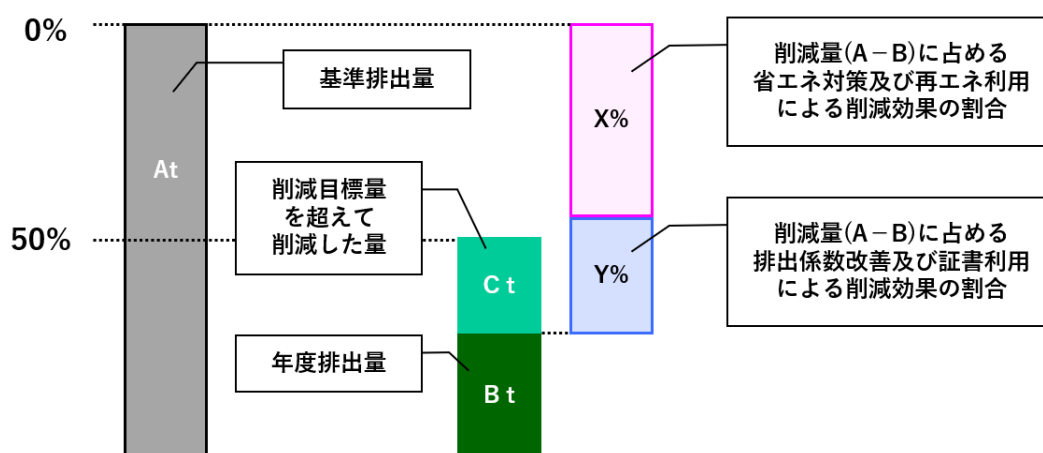
- |                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| ① 県外クレジット削減量認定申請書                 | 1部 |
| ② 県外クレジット算定報告書                    | 1部 |
| ③ エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 排出量算定資料 | 1部 |
| ④ 検証結果報告書                         | 1部 |

④の検証結果報告書については、申請者が作成した②、③に対して検証を実施した検証機関が発行するものである。第4削減計画期間からは②、③及び⑥は検証機関が埼玉県に提出する。（毎年度の報告時に検証を受けていれば、(2)の②及び③も同様に検証機関が埼玉県に提出し、検証未実施の年度について(3)で提出する。）届出書・申請書を提出する日以降に検証機関が埼玉県に提出するよう、申請者と検証機関は事前に調整すること。

### 県外クレジットの概要

県外クレジットは、基準排出量から年度排出量を減じて得た量のうち、削減目標量を超えて削減した量に占める省エネ対策及び再エネ利用（オンサイト・オフサイト）による削減相当量（基準排出量の8%を上限）をクレジットとして発行することができる。

「県外クレジット算定ガイドライン」によれば、県外クレジットの基本算定式は、次に示すとおりである。



$C[t] \times X[\%]$  を県外クレジットとして発行  
 (ただし、超過削減量  $\times 8\%$  が上限)

※ 県外削減目標率は 50%とする。ただし、事業所の使用開始から起算して県外クレジット算定可能年度が 4 か年度以下の場合は 24%、9 か年度以下の場合は 31%、14 か年度以下の場合は 38%とする。

※ バーチャル PPA 由来の非化石証書は再エネ利用による削減相当量（X）に含める。

※ 大規模水力発電（3 万 kW 以上）由来の電力は再エネ利用による削減相当量（X）に含めない。

また、**指針別表第 5 2 (3)** 並びに「**県外クレジット算定ガイドライン**」で定めるところにより、**県外クレジット**を算定・申請する事業所は、次の要件を満たさなければならない。

- ① **県外**（日本国内に限る。）の事業所（発電事業用の発電所及び変電所を除く）であること。
- ② 1 年間の**規模判定**エネルギー使用量が 1,500kL 以上であること。
- ③ 基準排出量が 15 万 t-CO<sub>2</sub> 以下であること。

- ④ 基準年度における地球温暖化対策の推進の程度が基準に適合すること。
- ⑤ 当初申請時において計画されている **目標設定** ガス排出量削減対策（省エネ及び再エネ設備の導入による対策に限る。以下「設備導入対策」という。）の実施による推計削減率が基準年度より後の年度の対策で **27%**以上であり、かつ、削減量認定申請時において実際に実施された設備導入対策による推計削減率が **27%**以上であること。ただし、事業所の使用開始から起算して **県外クレジット算定可能年度が 4 か年度以下**の場合は **6%**、**9 か年度以下**の場合は **11%**、**14 か年度以下**の場合及び **14 か年度を上回る場合**で基準年度を令和 4（2022）年度から令和 6（2024）年度までとした事業所（第 3 章 2（2）参照）は **16%**となる。
- ⑥ **東京都**の事業所の場合、**東京都総量削減義務と排出量取引制度**（以下「**東京都制度**」という。）において、超過削減量を発行するために**東京都**に申請、届出等をしていないこと。
- ⑦ 埼玉県・東京都以外の事業所の場合、**東京都制度**において、**都外クレジット**の申請、届出等をしていないこと。
- ⑧ **脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律**（令和 5 年法律第 32 号）第 34 条第 1 項に規定する**脱炭素成長型投資事業者**が、事業所において化石燃料を使用していないこと。

## 第2章 本制度における検証業務の流れ

### 1 本制度における検証業務の流れ

本制度における検証業務の流れは図1に示すとおりである。

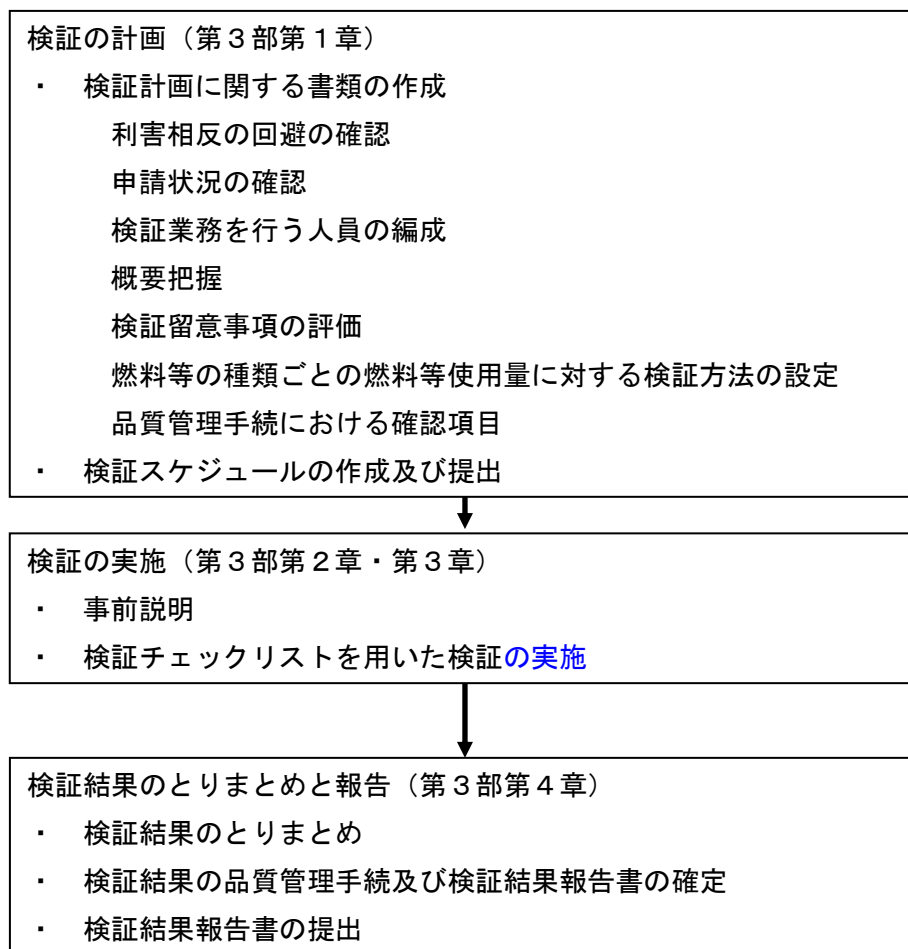


図1 検証業務の流れ

## 2 検証結果報告書の構成

検証機関が検証先 [県外事業所及び埼玉県](#) に提出する検証結果報告書は、次の書類から構成される。

表1 検証結果報告書の構成書類

時期	検証対象書類	構成書類	部数
当初申請時	<ul style="list-style-type: none"> <li>県外クレジット算定計画書</li> <li>エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定資料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検証結果報告書</li> <li>検証結果の詳細報告書（2種類）</li> <li>県外クレジット検証チェックリスト</li> <li>サンプリング計画書（検証終了時の全てのバージョン）</li> <li>エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量検証チェックリスト（検証終了時の全てのバージョン）</li> <li>排出量検証実施報告書（検証終了時の全てのバージョン）</li> </ul>	1部
削減量認定申請の提出時まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>県外クレジット算定報告書</li> <li>エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定資料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検証結果報告書</li> <li>検証結果の詳細報告書（2種類）</li> <li>県外クレジット検証チェックリスト</li> <li>サンプリング計画書（検証終了時の全てのバージョン）</li> <li>エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量検証チェックリスト（検証終了時の全てのバージョン）</li> <li>排出量検証実施報告書（検証終了時の全てのバージョン）</li> </ul>	1部

## 3 検証機関の留意事項

検証機関は、検証結果報告書の提出に際し、必ず各報告書の写しを帳簿に記載の日から起算して7年間保管しなければならない。

さらに、[検証機関登録等実施要綱第13条](#)の規定により、検証の対象が県外にある事業所の場合、検証機関は算定根拠書類の写しを保存しなければならないため、[県外クレジット](#)の検証に当たっては、その旨留意すること。

なお、検証結果報告書の提出後、[埼玉県](#)が検証先 [県外事業所](#) 及び検証機関に対して、算定報告書及び検証結果報告書の内容に関する聴取を行う場合がある。

また、[埼玉県](#)との協議の結果、排出量を確定させるための代替措置を [埼玉県](#)が別途指示する場合があるので、その旨留意すること。

検証機関は、聴取に対応できるように検証意見を確定させた際の資料（検証計画に対する実績を記載した資料、各レビューを実施するための根拠書類、検証チェックリスト以外の根拠書類など）も表1の各書類と併せて保存すること。

[第4削減計画期間からは、検証機関が埼玉県に検証結果報告書等を提出することに留意すること。](#)

## 第3部 検証方法

### 第1章 検証の計画

#### 1 検証計画に関する書類の作成

登録検証機関は検証の実施に先立ち、検証計画に関する書類（様式は定めない。）を作成する。

検証計画に関する書類は、次の項目について記載しなければならない。なお、各項目の詳細に関しては以下を参照すること。

- ・ 利害相反の回避の確認
- ・ 申請状況の確認
- ・ 検証業務を行う人員の編成（各人員における役割分担を含む。）
- ・ 燃料等の種類ごとの燃料等使用量に対する検証方法の設定
- ・ 事前の概要把握
- ・ 検証留意事項の評価
- ・ 品質管理手続における確認項目（ただし、検証業務規程に[県外削減量に関する品質管理手続の定め](#)がある場合は不要。）

##### （1）利害相反の回避の確認

登録検証機関は、検証先の事業者と検証のための契約を締結するときに、「登録申請ガイドライン」に定める利害関係に係る事項に抵触していないことを確認しなければならない。（「登録申請ガイドライン 第2部第2章2 業務遂行上の遵守事項（1）利害相反の回避」を参照。）

##### （2）申請状況等の確認

検証機関は、検証先の事業者と検証のための契約を締結するときに、対象事業所が、[東京都制度](#)において、超過削減量を発行するために[東京都](#)に申請、届出等をしていないこと、又は[都外クレジット](#)の申請、届出等をしていないことを申請者にヒアリングにより確認しなければならない。

[同様に、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号）第34条第1項に規定する脱炭素成長型投資事業者が、事業所において化石燃料を使用していないことを申請者にヒアリングにより確認しなければならない。](#)

##### （3）検証業務を行う人員の編成

「登録申請ガイドライン」では、検証業務を行う者として「検証主任者」及び「検証担当者」が定められており、登録検証機関は検証業務を「検証主任者のみ」又は「検証主任者及び検証担当者」から構成される人員のみに担当させることができる仕組みとなっている。

なお、本制度では「検証主任者」及び「検証担当者」を合わせて「検証主任者等」と総称している。

登録検証機関は、検証業務を行うにあたり、当該案件を担当する人員を編成しなければならない。

その際、担当する全ての者が「登録申請ガイドライン」に定める利害相反に係る事項に抵触していないことを確認しなければならない。（「登録申請ガイドライン 第2部第2章2 業務遂行上の遵守事項 (1) 利害相反の回避」を参照。）

また、担当する全ての者について役割分担をあらかじめ明確にし、検証計画に関する書類に記載しなければならない。

なお、登録検証機関は、[県外大規模事業所](#)の事業特性などに応じて、技術専門家を検証業務に帯同させてもよい。

#### (4) 概要把握

検証主任者等は、検証を計画し、検証結果を適切に評価するために、申請者の事業内容及び設備の特性等に関する概要把握のための情報をあらかじめ入手し、又は閲覧することが望ましい（図面等についてはコピーの入手でもよい。）。

必要に応じて[県外大規模事業所](#)に赴き、現物を確認し、現場担当者等へのヒアリング等を行うこと。その際、必要に応じて、検証先事業所で現物を目視、情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いた確認、現場担当者等へヒアリング等を行うことができる。

#### (5) 燃料等の種類ごとの燃料等使用量に対する検証方法の設定

検証主任者等は、燃料等使用量に対する検証を計画するに当たり、燃料等の種類ごとに検証方法を設定する（[目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量検証ガイドライン](#)（以下「[エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量検証ガイドライン](#)」という。）第1部第2章1（5）を参照）。

#### (6) 検証留意事項の評価

ここでいう「検証留意事項」とは、検証主任者等が見過ごし、検証を誤りやすい事項である。

検証主任者等は、**県外**大規模事業所に関する情報を事前に入手又は当日に閲覧し、データの採取及び集計の過程において組織上及びシステム上、誤りが生じる可能性が高いと思われる事象を検証留意事項としてあらかじめ特定しなければならない。

また、検証時に発見した状況に応じて、検証留意事項及び検証計画を見直すことも必要である。

検証主任者等は、当初申請においては「**県外**クレジット算定計画書」の記載情報、削減量認定申請においては「**県外**クレジット算定報告書」の記載情報に関する検証留意事項を評価し、評価した検証留意事項に関する対応手続を決定しなければならない。

#### (7) 品質管理手続における確認項目

登録検証機関は、第3部第4章のプロセスレビュー及びテクニカルレビューを実施するにあたり、確認すべき項目については、あらかじめ検証計画に関する書類に記載しておかなければならない。

ただし、検証業務規程に**県外**削減量に関する品質管理手続の定めがある場合は、検証計画に関する書類に記載をする必要はない。

## 2 検証スケジュールの作成及び提出

登録検証機関は、作成した検証計画に関する書類に基づき、検証業務を行う人員編成及び役割分担、全体の検証行程（現地検証では当日の行程を含む。）を示した検証スケジュールを作成し、あらかじめ検証先の事業者に提出する。

## 第2章 当初申請における検証の実施

### 1 事前説明

検証機関は検証に先立ち、検証先の事業者に対して、検証業務の理解を促進するため、検証計画、検証業務遂行上の遵守事項等について十分に説明する。

### 2 県外クレジット算定計画書の検証

#### ア 検証の概要

「県外クレジット算定計画書 7 目標設定ガス排出量削減対策による削減効果の推計（個別）」では、基準年度より後の年度に実施する（又は実施した）設備導入対策の内容が記載され、各設備導入対策による推計削減量が算定されている。

その検証に当たっては、各設備導入対策の実施時期、推計削減量の算定方法及び値の妥当性を確認する。

なお、推計削減量の算定方法の確認は、添付される算定根拠資料をもとに行う。

「県外クレジット算定計画書 6 目標設定ガス排出量削減対策による削減効果の推計（合計）」では、推計削減率が16%以上であることの確認を行う。ただし、事業所の使用開始から起算して県外クレジット算定可能年度が4か年度以下の場合は6%、9か年度以下の場合は11%、14か年度以下の場合及び14か年度を上回る場合で基準年度を令和4（2022）年度から令和6（2024）年度までとした事業所（第3章2（2）参照）は16%となる。

当該様式「県外クレジット算定計画書 1（2）事業所の概要」については、記載内容が適切であるかを確認することとし、解説は省略する。

#### イ 検証の具体的な内容

##### (ア) 対策の実施時期の確認

設備導入対策について、実施時期を確認する。

- ・ 各設備導入対策の実施時期が基準年度より後であることを確認する。

##### (イ) 算定方法の確認

推計削減量について、算定方法を確認する。

- ・ 算定根拠資料に示された各設備導入対策の推計削減量の算定方法が妥当なものであることを確認する。
- ・ 推計削減量の算定に用いた値が算定根拠資料に明確に示されているかを確認する。
- ・ 推計削減量の計算に誤りがないかを確認する。

##### (ウ) 推計削減量の値の確認

推計削減量の値を確認する。

- ・ 推計削減量として記載されている値が、(イ)で確認した算定方法による計算値と整合が図られているかを確認する。
- ・ 実施予定の年度及び継続して効果が見込める年度にその対策による削減量が記載されているかを確認する。

(エ) 推計削減率の確認

推計削減率が 16%以上であることを確認する。ただし、事業所の使用開始から起算して県外クレジット算定可能年度が 4 か年度以下の場合は 6%、9 か年度以下の場合は 11%となる。

ウ 検証チェックリストを用いた検証

本ガイドラインに従っているかの検証は、「県外クレジット検証チェックリスト（以下「検証チェックリスト」という。）」に示すそれぞれ各々の「検証チェック項目」について実施しなければならない。

その際、検証を行う項目の順序は検証主任者等に委ねられるが、基本的には「検証チェックリスト」に記載される順序に沿って行うことが望ましい。

検証を開始する前に、検証主任者にあつては埼玉県が発行した検証主任者登録証を、検証担当者にあつては埼玉県が実施した検証主任者等講習会修了証（登録証及び修了証は、共に検証対象となる登録区分のもので、有効期限内であるものに限る。）を事業者にも必ず提示すること。

(1) 根拠資料・確認手段の選択

各「検証チェック項目」の検証に当たって、検証主任者等は「検証チェックリスト」の「根拠とした資料」欄に掲げる根拠資料又は確認手段の中から一つ以上を選び、「根拠とした資料」欄にチェックするとともに、根拠とした資料の具体的名称、発行年月日等を備考欄に記入する。

なお、事実には該当しないため根拠資料が存在しない場合を除き、書類等の確認を行わずに、現地の目視確認又は担当者等へのヒアリングのみで済ませることは原則認められない。

ただし、東京都制度における申請状況の確認については、事業者にも概要を説明したうえでヒアリングのみでよい。

(2) 検証結果の判断

(1) で選択した根拠資料又は確認手段に基づき、検証主任者等は各「検証チェック項目」の検証結果を、「検証チェックリスト」の「検証の結果」欄の適合／不備あり／不明／該当なしのいずれかにチェックする。

併せて、その判断の概要を「検証結果の判断理由」欄に記入する。

項目ごとの 検証結果の種類	検証結果の基準
適合	「 <b>県外クレジット算定計画書</b> 」に記載された情報が、「 <b>県外クレジット算定ガイドライン</b> 」に従って報告（算定・表示）されている。
不備あり	記載すべき情報であるにもかかわらず「 <b>県外クレジット算定計画書</b> 」に記載がない、又は記載された情報が、「 <b>県外クレジット算定ガイドライン</b> 」に従って報告（算定・表示）されていない。
不明	証拠が入手できない、又は不十分であるため、「 <b>県外クレジット算定計画書</b> 」に記載された情報が、「 <b>県外クレジット算定ガイドライン</b> 」に従って報告（算定・表示）されているかどうかの判断ができない。
該当なし	検証先事業所の排出形態が項目に該当しない。 ただし、事実が存在しないことの確認が必要な場合は、「該当なし」としてはならない。

(3) 「不備あり」「不明」の場合の対応

検証の結果が「不備あり」又は「不明」であった場合には、検証主任者等はその理由の概要を「検証結果の判断理由」欄に記入するとともに、理由の詳細について「検証結果の詳細報告書（**県外クレジット算定計画書**）」の「4 **埼玉県と要協議の事由**」に記述する。

また、これらの検証結果に伴い、検証先事業所が「適合」となるための対応策を講じる場合には、検証主任者等は「適合でない場合の事業者の対応」欄にその概要を記入する。

(4) 再検証の実施

(3)の事業者による対応の結果については、（後日）確認し、新たな「検証チェックリスト」へ記入する（新たな検証チェックリストへの記入は、再検証を行った箇所だけでよい。）。

また、検証で使用した「検証チェックリスト」はバージョン管理をし、検証結果報告書を提出する際には、事業者による是正の履歴を確認するため、**全てのバージョンの検証**チェックリストを検証結果報告書に添付する。

#### エ 検証のポイント

検証に当たっては、算定根拠資料において推計削減量の算定方法とともに、算定に用いられる値の妥当性を判断する必要がある。

妥当性を判断する根拠を事業者が提示することを前提としているが、提示していない場合には、事業者に資料又は説明の不足を指摘しなければならない。

各設備導入対策の推計削減量は、基本的に次の式により各年度算定する。

#### 【各年度の推計削減量の基本算定式】

##### 各年度の推計削減量

= (対策実施前のエネルギー使用量 - 対策実施後のエネルギー使用量)  
× エネルギー種別の排出係数

##### エネルギー使用量

= 設備の出力・効率等（定格値、測定値等による値）  
× 対策実施の規模（台数、容量等）  
× 事業活動の状況 1（稼働時間等）  
× 事業活動の状況 2（設備負荷の状況等）

※ 事業活動の状況 1 及び事業活動の状況 2 については、事業活動の変動の推計削減量への影響を排除するため、対策実施前及び対策実施後の算定のいずれにおいても、対策実施前の値を用いる。なお、再エネ設備の導入対策については、設備ごとに適切な式を用いて算定を行うこと。

### 3 エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定資料の検証

**エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定資料**では、事業所範囲、排出活動及び燃料等使用量監視点の位置を示し、燃料等使用量、原油換算エネルギー量、再生可能エネルギー利用量、**目標設定**ガス排出量が算定されている。

当初申請時は、直近 3 か年度（**県外クレジット**の算定を開始する年度の前年度までの 3 か年度）及び基準年度の**エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定資料**が対象となる。

検証の流れ及び検証方法の詳細については、別途、「**エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量検証ガイドライン** 第 1 部第 3 章 検証の実施」を参照する。

その際、「エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量検証ガイドライン」中の「地球温暖化対策計画制度及び目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー使用量及びエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定ガイドライン」（以下「エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定ガイドライン」という。）は「県外クレジット算定ガイドライン」に、「検証先事業所」は「検証先県外事業所」に読み替える。

また、市町村の火災予防条例に基づく届出に関する記載については、それに替わる各地方自治体の条例に基づく届出がある場合にはその届出とする。

ただし、都市ガスの単位発熱量については、都市ガス事業者ごとに異なるため、各地域の都市ガス事業者が供給する都市ガスの当該年度の単位発熱量を使用する。また、その場合の都市ガス使用量は、特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインに従い、基準排出量の算定においては、標準状態へ換算した後の値であることを確認する（年度排出量の算定では、標準環境状態（温度が 25 度で圧力が 1 バールの状態に換算した状態）の値を使用する。）。

他人から供給された電気、都市ガス及び熱（蒸気・温水・冷水）の対象年度の排出係数は、報告年度に国が公表する数値を使用する。ただし、把握できない場合は、事業所で算定した数値を使用することができる。排出係数の検証にあたっては、国の公表情報及び事業所が提出する算定根拠に基づき、使用している排出係数が適正であることを確認する。

#### 4 検証結果報告書の作成

検証機関は、「第 4 章 検証結果のとりまとめと報告」に定める手続を実施し各検証対象書類の検証の実施後、検証結果をとりまとめた検証結果報告書を作成し、事業者及び埼玉県に提出する必要がある。提出する書類は次のとおり。

① 検証結果報告書

【以下、県外クレジット検証ガイドラインの様式】

② 検証結果の詳細報告書（A号様式）

③ 県外クレジット検証チェックリスト（B号様式）

【以下、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量検証ガイドラインの様式】

④ 検証結果の詳細報告書（A号様式）

⑤ サンプルング計画書（B号様式）（サンプルング検証方式を選択した場合）

⑥ エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量検証チェックリスト（C号様式）

⑦ 排出量検証実施報告書（D号様式）

③、⑤、⑥及び⑦は検証終了時の全てのバージョンを添付すること。

⑤、⑥、⑦は直近3か年度（県外クレジットの算定を開始する年度の前年度までの3か年度）及び基準年度のものが必要である。

## 第3章 削減量認定申請時における検証の実施

### 1 事前説明

検証機関は検証に先立ち、検証先の事業者に対して、検証業務の理解を促進するため、検証計画、検証業務遂行上の遵守事項等について十分に説明する。

### 2 県外クレジット算定報告書の検証

#### ア 検証の概要

「県外クレジット算定報告書 5 目標設定ガス排出量削減対策による削減効果の推計（合計）」では、実際に実施した設備導入対策の推計削減率が 27%以上（事業所の使用開始から起算して県外クレジット算定可能年度が4か年度以下の場合、当初申請時及び削減量認定申請時の推計削減量は、27%でなく6%、9か年度以下の場合11%、14か年度以下の場合及び14か年度を上回る場合で基準年度を令和4（2022）年度から令和6（2024）年度までとした事業所（第3章2（2）参照）は16%となる。）であることを確認を行う。

「県外クレジット算定報告書 7 目標設定ガス排出量削減対策による削減効果の実績」では、基準年度より後の年度に実施する（又は実施した）設備導入対策の内容が記載され、各設備導入対策による推計削減量が算定されている。

「県外クレジット算定報告書 7 目標設定ガス排出量削減対策による削減効果の実績」の検証に当たっては、まず、検証された県外クレジット算定計画書と比較して、計画が中止された設備導入対策や新たに計画された設備導入対策の有無を確認する。

次に、新たに計画された設備導入対策の実施時期、推計削減量の算定方法及び値の妥当性を確認する。また、報告の対象年度までに実施された設備導入対策の実施時期、推計削減量の算定方法及び推計削減量の値の妥当性を確認する。なお、推計削減量の算定方法の確認は、添付される算定根拠資料をもとに行う。

なお、当該様式「県外クレジット算定報告書 1（2）事業所の概要」については、記載内容が適切であることを確認することとし、解説は省略する。

#### イ 検証の具体的な内容

##### (ア) 対策の実施時期の確認

実施された設備導入対策について、実施時期を確認する。

##### (イ) 算定方法の確認

実施された設備導入対策及び当初申請時に計画していなかった設備導入対策の推計削減量について、算定方法を確認する。

- ・ 算定根拠資料に示された各設備導入対策の推計削減量の算定方法が妥当なものであるかを確認する。

- ・ 推計削減量の算定に用いた値が算定根拠資料に明確に示されているかを確認する。
- ・ 推計削減量の計算に誤りがないかを確認する。

#### (ウ) 推計削減量の値の確認

推計削減量の値を確認する。

- ・ 実施された設備導入対策及び当初申請時に計画していなかった設備導入対策の推計削減量として記載されている値が、(イ)で確認した算定方法による計算値と整合が図られているかを確認する。
- ・ 実施された設備導入対策の推計削減量が実施した年度及び継続して効果のある年度に記載されているかを確認する。  
また、当初申請時に計画していなかった設備導入対策の推計削減量が実施予定の年度及び継続して効果が見込める年度に記載されているかを確認する。

#### ウ 検証チェックリストを用いた検証

「第2章 2 県外クレジット算定計画書の検証 ウ 検証チェックリストを用いた検証」を参照すること。

#### エ 検証のポイント

検証に当たっては、算定根拠資料において算定方法とともに、算定に用いられる値の妥当性を判断する必要がある。

妥当性を判断する根拠を事業者が提示することを前提としているが、提示していない場合には、事業者に資料又は説明の不足を指摘しなければならない。

なお、**県外クレジット算定報告書**に記載される推計削減量は、当初申請時等と同様の基本算定式を用いた算定に基づく数値でよいが、実際に対策が行われているかどうかは、現地又は情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いて調査を行い、ヒアリングやデータの確認から検証を行う必要がある。

また、写真や動画等を用いて確認する場合は、最新の状態であることに留意する必要がある。

### 3 エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定資料の検証

**エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定資料**では、事業所範囲、排出活動及び燃料等使用量監視点の位置を定め、燃料等使用量、原油換算エネルギー量、**目標設定**ガス排出量が算定されている。

削減量認定申請時は、削減量算定対象年度の**エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定資料**が対象となる。

検証の流れ及び検証方法の詳細については、別途、「[エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量検証ガイドライン](#) 第1部第3章 検証の実施」を参照する。その際、「[エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量検証ガイドライン](#)」中の「[エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定ガイドライン](#)」は「[県外クレジット算定ガイドライン](#)」に、「[検証先事業所](#)」は「[検証先 県外事業所](#)」に読み替える。

また、[市町村](#)の火災予防条例に基づく届出に関する記載については、それに替わる各地方自治体の条例に基づく届出がある場合にはその届出とする。

ただし、都市ガスの単位発熱量は、都市ガス事業者ごとに異なるため、各地域の都市ガス事業者が供給する都市ガスの当該年度の単位発熱量を使用する。その際、[県外](#)の都市ガス事業者から供給を受けている場合は、[エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定資料](#)（エクセル）における燃料等の種類としては「[その他燃料](#)」を選択していることを確認する。また、その場合の都市ガス使用量は、[エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定ガイドライン](#)に従い、基準排出量の算定においては、標準状態へ換算した後の値であることを確認する（年度排出量の算定では、標準環境状態（温度が25度で圧力が1バールの状態に換算した状態）の値を使用する。）。

#### 4 検証結果報告書の作成

検証機関は、「[第4章 検証結果のとりまとめと報告](#)」に定める手続を実施し各検証対象書類の検証の実施後、検証結果をとりまとめた検証結果報告書を作成し、事業者 [及](#) [び埼玉県](#)に提出する必要がある。提出する書類は次のとおり。

① 検証結果報告書

【[以下、県外クレジット検証ガイドラインの様式](#)】

② 検証結果の詳細報告書（A号様式）

③ [県外クレジット検証チェックリスト](#)（B号様式）

【[以下、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量検証ガイドラインの様式](#)】

④ 検証結果の詳細報告書（A号様式）

⑤ サンプルング計画書（B号様式）（[サンプルング検証方式](#)を選択した場合）

⑥ [エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量検証チェックリスト](#)（C号様式）

⑦ 排出量検証実施報告書（D号様式）

③、⑤、⑥及び⑦は検証終了時の全てのバージョンを添付すること。

提出の際は、検証した

## 第4章 検証結果のとりまとめと報告

### 1 検証結果のとりまとめ

検証主任者等は、検証の結果が次の全てを満たす場合には、「検証結果報告書」の「検証結果」の「適合」欄に○を記入しなければならない。

- ・ 最新のバージョンの「検証チェックリスト」の「検証チェック項目」に記載されている検証結果が全て「適合」である。
- ・ 燃料等使用量の把握方法について、最新のバージョンの「排出量検証実施報告書」に記載されている検証結果が全て「適合」である。
- ・ 全数検証方式を選択した場合には、燃料等使用量に係る関連データとの突合について、最新のバージョンの「排出量検証実施報告書」に記載されている検証結果が全て「適合」である。
- ・ サンプルング検証方式を選択した場合には、誤差の評価の結果が5%未満であるとして、「誤差率」欄に記入されており、かつ、燃料等使用量に係る関連データとの突合について、最新のバージョンの「排出量検証実施報告書」に記載されている検証結果が全て「適合」である。

一方、上記の要件を満たさないまま検証を終了した場合には、「埼玉県と要協議」欄に○を記入するとともに、「検証結果の詳細報告書」の「4 埼玉県と要協議の事由」において、「不備あり」又は「不明」の該当する項目及び当該の検証結果と判断した理由を具体的に記載しなければならない。

### 2 検証結果の品質管理手続及び検証結果報告書の確定

検証機関は、当該案件を担当した検証主任者等の実施した検証が本ガイドラインに従っており、適切な検証意見が形成されていることを客観的に評価しなければならない。

そのために、検証機関は、品質管理手続として当該案件を担当していない検証業務部門の検証主任者又は管理・検証精度確保部門による検証結果の確認を実施しなければならない。

検証結果の確認は、検証結果の詳細報告書、検証チェックリスト等を参照して、検証業務規程又は検証計画書で定めた項目に基づき、次の二つの観点から実施しなければならない。

また、確認した各項目についての結果を記録し、検証結果報告書の関連資料として保管しなければならない。

- ・ 検証機関が定めた手続に沿って検証が行われ、その全ての手続が完了していることを評価する（プロセスレビュー）。
- ・ 検証意見が適切なものであることを評価する（テクニカルレビュー）。

検証機関は、上記の品質管理手続の終了後、検証業務部門又は管理・精度確保部門の責任者による承認を経て、検証機関の責任をもって検証意見を確定させなければならない。

### 3 検証結果報告書の提出

検証機関は、検証結果の報告として、次の書類を検証先の事業者及び埼玉県に提出する。

また、提出に際し、必ず各報告書の写しを帳簿に記載の日から7年間保管しなければならないこと、埼玉県には検証対象書類も合わせて提出することに留意すること。

時期	検証対象書類	構成書類	部数
当初申請時	<ul style="list-style-type: none"> <li>県外クレジット算定計画書</li> <li>エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定資料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検証結果報告書 (押印不要)</li> <li>検証結果の詳細報告書 (2種類)</li> <li>県外クレジット検証チェックリスト</li> <li>サンプリング計画書(検証終了時の全てのバージョン)</li> <li>エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量検証チェックリスト (検証終了時の全てのバージョン)</li> <li>排出量検証実施報告書(検証終了時の全てのバージョン)</li> </ul>	1部
削減量認定申請の提出時まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>県外クレジット算定報告書</li> <li>エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定資料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検証結果報告書 (押印不要)</li> <li>検証結果の詳細報告書 (2種類)</li> <li>県外クレジット検証チェックリスト</li> <li>サンプリング計画書(検証終了時の全てのバージョン)</li> <li>エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量検証チェックリスト (検証終了時の全てのバージョン)</li> <li>排出量検証実施報告書(検証終了時の全てのバージョン)</li> </ul>	1部

### **検証結果報告書の埼玉県への提出方法**

検証結果報告書は以下のとおり電子メールにより埼玉県に提出する。

#### **【宛先】**

a3030-18@pref.saitama.lg.jp

#### **【提出に使用するメールアドレス】**

検証機関又は検証主任者の登録申請書中に記載したメールアドレス

#### **【メールの件名】**

検証結果報告書（県外クレジット）の提出（〇〇株式会社〇〇工場）

#### **【提出資料】**

第2章2の表1の検証対象資料及び構成資料

—  
※ 提出資料はPDFファイル等に変換せず、元の形式（ワード、エクセル）のままとすること。